

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、子育てに関する事項についてを議題といたします。（1）小児慢性特定疾病相談事業における消費税の取扱いについて、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 小児慢性特定疾病相談事業における消費税の取扱いについて、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。令和5年10月4日付でこども家庭庁等から、各自治体に対して、障害者相談支援事業等に関する消費税の課税、非課税の取扱いを示した事務連絡が発出されました。これを受けて、本市の状況について、国へ問合せを行うなど事実確認を行ったところ、子育て支援部の委託事業について、消費税の取扱いを誤認しているところが判明しました。誤認した理由は、障害者相談支援事業と同様に、国から小児慢性特定疾病相談事業の社会福祉法上の取扱いが明確に示されておらず、同法に規定する社会福祉事業に該当すると解釈したためでございます。

今後の対応につきましては、今年度の委託契約分の消費税相当額と、過年度の委託契約分は、税務署へ修正申告が必要な過去5年分に関して、修正申告により追加納付が必要となる消費税、延滞税を委託先の事業者へ払うこととし、令和6年第1回定例会で補正予算として提出させていただきたいと考えております。

適切な事務処理につきましては、日頃から職員への注意喚起を行っているところではありますが、本件を踏まえ、法令等の解釈について国への確認を徹底するなど、再発防止に取り組み、適正な事務の執行に努めてまいります。

以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○品田委員 この関係では、全国的にも、特に民生福祉部門で、障害者福祉部門のほうでは4千万円を超える追加支払いが出ていて、皆さんそういう認識がなかったということで、こども家庭庁の発出文書が出て以降、本当に問題になっている事例だと思うんですけど、確認させてください。

委託契約分の消費税相当額等を、後日、補正予算などで事業者に対して市として払うと思いますが、そちらのほうは、一般財源から出すのでしょうか。それとも、ちゃんと交付税のほうで措置できるのでしょうか。そこをちょっと確認させてください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 今回、第1回定例会で補正予算の提出を予定している令和5年度委託契約分につきましては、もともと、事業費のほう国から2分の1の補助が出る形になっておりますので、補正した分につきましても2分の1につきましても国から補助金が出る予定となっております。この部分につきましては、一応、同じように補助が出るというふうなことで、今、国のほうと調整をしているところであります。

○品田委員 では、その残り2分の1は、例えば道から、国の補助以外の残り部分である2分の1が補助されますか。もしくは、全部、市の一般財源ですか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 事業費としましては残りの2分の1につきましては、本市の

一般財源でお支払いすることになります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)旭川市いじめ問題再調査委員会調査活動経過の報告について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 旭川市いじめ問題再調査委員会調査活動経過の報告について、御報告申し上げます。旭川市いじめ問題再調査委員会のこれまでの活動経過について、令和5年12月15日に同委員会から書面による報告を受領しましたので、これを報告するものでございます。

同委員会から旭川市長に対しての報告は、令和5年7月28日にもなされておりますが、今回の報告は、前回報告の内容に、その後の活動経過が新たに加えられたものでございます。活動経過は、資料の2ページから5ページに記載されておりますが、令和5年11月27日までに全13回の委員会開催があり、この間に御遺族との面会、関係者への聞き取り調査などを行ってきたというものでございます。

以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○品田委員 ただいま、いじめ問題再調査委員会の調査活動経過についてということで御報告いただきました。

市長への報告のほかに、遺族や報道機関へも報告しているようなんですが、どのような順番を経て報告に至っているのでしょうか。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 今回の経過報告に当たりましては、まず、令和5年12月13日に御遺族に報告がなされ、その後、12月15日に市長に報告がなされております。

また、報道機関に対しての経過報告はなされておりましたが、12月18日にオンラインでの取材に応じております。

○品田委員 遺族が最初で、その後、市長ということですね。再調査委員会を立ち上げた市長への報告が先かと思っていたんですが、そうではなく、遺族が最初というのは意外だったのですが、再調査委員会の設置者である市長よりも先に、遺族に報告するのはなぜなのでしょう。

○竹内子育て支援部次長 いじめの重大事態の調査に当たりましては、文部科学省が策定しましたガイドラインにおきましても、御遺族の心情を理解して丁寧に対応することが示されております。丁寧な説明を尽くし、信頼関係の構築に努め、寄り添いながら調査を進めることとされております。

こうしたことを踏まえまして、再調査委員会としては、今回の経過報告においても、まずは、御遺族に報告をし、その後に旭川市長に報告する順序が原則であると考え、このように進めてきたものであります。

○品田委員 了解しました。

活動経過しか報告されませんでした。年度内もしくは次年度初めに報告書が出されるというような、新聞をはじめ、マスコミ報道がありました。いつ、報告書が出されるということ、その報告も市長にはないということですね。

○竹内子育て支援部次長 市長への報告内容につきましては、提出資料のとおりでありまして、これ以外の報告はございません。

○品田委員 1月20日の北海道新聞に、遺族側弁護士が再調査委員会に重大な調書を提出したとの報道がありました。調書を提出したのは、今回の活動経過報告以降の出来事ですか。それとも、今回の活動経過報告の期間中のことなんでしょうか。

それでしたら、提出されたのは何回目の委員会とか、教えていただくことはできますでしょうか。

○竹内子育て支援部次長 継続中の調査内容に関するものでありますので、お答えすることはできません。

○品田委員 いろいろな報道が先行しているように思いますが、この経過報告の内容以外は市長にも報告されていないということで、私たちにもそれしか報告できないということで、以降、何を聞いても、前に江川委員が言った流行語大賞になるようなくらい、何回も同じように、継続中の調査内容に関するものでありますのでお答えできませんという言葉が返ってくるだけみたいですので、以上で質疑を終わらせていただきます。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)令和7年度以降の公設放課後児童クラブの運営について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 令和7年度以降の公設放課後児童クラブの運営について報告いたします。

資料を御覧ください。本市の放課後児童クラブは、令和2年度から民間委託により運営しており、令和6年度末で委託期間が終了するところでございます。このため、令和7年度以降の運営手法等について意見を求めるため、昨年12月26日に旭川市子ども・子育て審議会に諮問したところでございます。諮問事項は、令和7年度以降の運営手法と委託により実施することを了とする場合の委託内容の2点で、答申につきましては、令和6年3月としております。

なお、同審議会では、放課後児童健全育成事業専門部会を立ち上げ、7名の委員を選出したところであり、今後、関連資料の作成など、市の準備作業が整い次第、2月から調査、審議を行う予定でございます。

以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは、私のほうから何点か質疑させていただきます。

放課後児童クラブは令和2年度から委託により実施しているということでしたが、現段階での評価についてお答えください。

○宮川子育て支援部 子育て支援課長 現在、審議会部会における調査、審議に向けて、効果や課題等を含めて、関連資料の作成を進めているところでありますが、委託期間は、新型コロナウイルス感染症への対応という社会状況下にあったことから、これらへの対応状況を見ますと、委託初年度の一斉休校実施時に、通常の開始時間より前倒しした正午からの児童クラブ開設やクラブ室内の備品や遊具の消毒など、臨機応変かつ適切に対応がなされておりますし、夏休みや冬休み時のイベント実施、弁当の共同購入、支援員に対する研修機会の充実などを直営で実施していたときの課題に

対しても対応がなされているものと認識をしております。

○中村みなこ委員 コロナ禍や直営のときの課題にも対応されてきたということです。委託先のシダックスは全国規模の組織で、放課後児童クラブなどの業務を展開している企業ですので、それなりのノウハウを持っていて、それが生かされているのだと理解します。

しかし、当初、委託先は4者に委託するという予定でしたが、シダックス1者で行うことになりました。1者のみで受託したことによる弊害、支障はなかったのでしょうか、お伺いします。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 放課後児童クラブの運営委託業務につきましては、公募に当たり、対象児童クラブを地域ごとに4ブロックに分けてそれぞれ事業者を選定することとしており、その際、一つの事業者による複数のブロックへの応募も可能としております。

応募事業者の審査に当たり、一つの事業者が4ブロックとも最も高い評価となったことから、一つの事業者が、現在80か所の放課後児童クラブの運営業務を受託している状況となっておりますが、そのことについて支障等は認識していないところでございます。

○中村みなこ委員 おおむね支障はなかったという認識で今回の審議会でも検討されていくのだと思いますが、審議会での検討のゴールを確認させていただきます。委託継続か直営に戻すのか。または併用していくことも考えられるのかもしれませんが、選択肢としてどれも可能性としてはありなのでしょうか。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 令和7年度以降の放課後児童クラブの運営手法等について、審議会に諮問している状況のため、審議会の答申内容について、現時点では説明しかねる状況にございます。

○中村みなこ委員 審議会次第だということです。しかし、直営に戻すという選択はなかなか考えにくいと感じます。現実的にはあり得ることなのでしょうか。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 運営手法そのものを見直すことが必要な状況がなければ、委託を継続し、委託内容の見直しを検討することとなりますが、審議会における調査、審議の内容を参考として判断したいと考えております。

○中村みなこ委員 一応、直営も選択肢としてはあると理解いたします。

では、放課後児童クラブで働いている支援員の方々の給与についてお伺いいたします。もともと会計年度任用職員として働いていたわけですが、このたび会計年度任用職員の給与等は上がっております。放課後児童クラブの支援員の給与も、そこと比較しながら検討していく必要もあると考えますがいかがでしょうか。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 御指摘の会計年度任用職員との比較、あるいはもっと働きたい支援員に対する対応などを働きやすさを含めた支援員の処遇につきましては、令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について検討する際のポイントの一つであると認識をしております。

そのため、利用児童及び保護者に加えて、支援員に対するアンケート調査も行っておりますので、その結果なども参考としながら、実施手法、あるいは委託内容の見直しなどを検討したいと考えております。

○中村みなこ委員 会計年度任用職員の給与は期末手当、勤勉手当など大きく改善していますので、そこに劣ることのないようにして欲しいと思います。あとは、働きやすさを含めた処遇のよりよい改善につなげていただきたいと思います。今の答弁にありましたとおり、アンケートを実施

しているということですので、よりニーズに合った放課後児童クラブに進化させていくために、現場の声、利用者の声を大事にしながら検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

○横山委員 1点だけちょっと伺いたいんですが、もう既に、子ども・子育て審議会に諮問していることなんですけど、市として整理している部分、評価の部分だとかについて、私たちに何か資料を提示してもらうということは、後日でもいいのですが、可能でしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 資料につきましては現在、作成を進めているところでございまして、当審議会に実際に配付をし、調査審議をお願いすることとしています。それに合わせて、委員の皆様にご提供することは可能でございます。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 次に、(4) こども誰でも通園制度への対応についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 こども誰でも通園制度について何点か質疑させていただきます。

保育に携わっている多くの方々の中で最近話題になっているのが、この、こども誰でも通園制度、仮の名前ではありますが、この制度です。これはどのようなものなのか、概要についてお答えください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度につきましては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方や、ライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付となっております。

○中村みなこ委員 現在は、様々な要件の下で保育園等を利用しているわけですが、この誰でも通園制度では、全ての子育て家庭への支援ということで、文字どおり、誰でも通うことができる制度となります。今まで要件に当てはまらず、通わせられなかった保護者の方から期待されているとも聞いております。子どもの発達の促進、そして子育て家庭の孤立を防ぐことを目的として、今までの保育の考え方をより広げたものになるという点では、一定の評価を得られるのかと思います。

では、この制度について、現段階の国の検討状況と併せて、市の検討状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 本事業につきましては、令和5年6月に策定されたこども未来戦略方針において、モデル事業を拡充させ、2024年度からは、制度の本格実施を見据えた形で実施する旨の方針が示されております。このため、9月にこども家庭庁に検討会を設置し、本格実施を見据えた試行的事業の実施に向けて、その実施方針の検討作業が進められ、12月25日にそれらの取りまとめが示されたところでございます。

次に、本市の状況につきましては、国の検討会の状況を基に、こども誰でも通園制度及び試行的事業に関する内容の把握に努めるとともに、関係課との協議なども行いながら、本格実施の前段階

の試行的事業への参加について検討を進めているところでございます。

○中村みなこ委員 先行実施の方向で検討しているとのことですが、具体的なことはもう少し先の話になると思われます。実際に月ごとに保育を利用できる時間は決まっているとのことですが、保育の現場は大きく風呂敷を広げることになります。市は子ども誰でも通園制度の実施による保育現場への影響について、どのように考えているのかお伺いします。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 子ども誰でも通園制度に対する保育現場の反応につきましては、国の検討会において、これ以上負担をかけないでほしいという保育士の声を紹介する発言や、保育士確保に係る懸念などもあったところでございます。

また、市内の保育事業者と意見交換をする中では、意義を認めつつも保育現場の状況を考慮され、慎重な反応を示されている状況もございます。

これらのことから、今後、国において本格実施に向けて検討を進めていく際には、本制度を含めた保育園全体の業務量にも配慮することが必要であると考えております。

○中村みなこ委員 そのところが本当に重要だと思います。

それでは今後、市は本格実施に向けてどのように進めていくのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 国からの説明によりますと、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において実施する予定となっております。

このため、本市としても、全ての子どもの育ちを応援するという制度の意義を踏まえ、本制度を活用することにより、子ども・子育て環境の充実に資する取組となるよう、特に保育事業者との協議調整に留意しながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 保育現場では子ども誰でも通園制度に対応できる余裕は、現段階では全くありません。現在でも既に日々の業務に追われ、疲弊している現状があります。そんな大変な現場にさらに新しいことが持ち込まれるということで、現場からは不安の声しか聞こえてきません。中途半端な予算だけつけて、現場に丸投げになるのではないかと心配しています。新しい事業に見合う保育士の数となるよう増やしたり、受入れに十分な環境を整備したり、増える事務仕事をどうするのかなどなど、市としてしっかり整えてスタートしていただきたいと思います。

先月、行われた保育関連の皆さんとの意見交換の中で、少しでも現場の負担が減るよう改善の要望も出されておりました。子ども総合相談センターとの連携を速やかに行ってほしい、複数の監査で同じ項目があり、効率よく精選してほしい、そして、何より、質の高い保育をしたい、子どもたち一人一人の成長を促す、向き合う保育をしたいのに、できないのだと皆さん訴えられておりました。子どもや保護者と向き合える時間を持てるよう、環境改善を図っていくことが今本当に必要となっております。現場の声を受けての见解を伺います。

○宮川子育て支援部子ども育成課長 保育行政につきましては、関係者の方々から保育園の経営に関する事、あるいは現場の事務に関する事など様々なお話をお聞きしております。これらの中には、子ども・子育て支援新制度の性質上、対応しかねる内容もありますし、個人情報保護などの点から御理解をいただきたい内容もございますが、同時に、子どもや保護者と向き合える時間を大切にしたいという姿勢については、認識を同じくしているところであります。

このため、保育現場の環境改善に資する取組について、可能なものから順次、取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 細かいことの改善一つ一つが、手がいっぱい現場にとっては負担感を大きく軽減するものになると考えます。できることは速やかに、そして、保育の現場に。子どもや保護者とゆとりを持って向き合える時間を生み出せるよう、環境改善、人材確保としての処遇改善を図ってほしいと思います。こども誰でも通園制度に向けての整備が、これらのきっかけになることを願って、私からの質問を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。(1)令和5年度のいじめの認知件数等について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 令和5年度いじめの認知件数等について御報告をいたします。本件は、令和5年度のいじめの認知件数及び解消件数について報告をするものであります。

資料を御覧ください。令和5年11月末現在、本市のいじめの認知件数は、小学校3千674件、中学校597件、合わせて4千271件であり、前年同月末比約3.4倍となっております。

また、いじめの解消件数につきましては、小学校1千729件、中学校273件、合わせて2千2件となっております。いじめの解消に当たりましては、いじめに係る行為が止まっている状態が少なくとも3か月継続している、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことについて、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認し、学校において判断することとしております。

なお、11月末現在のいじめの認知件数及び解消件数につきましては、ホームページにおいて公表しております。

今後も、学校教育委員会といじめ防止対策推進部が一体となり、いじめの未然防止、早期発見及び重大化の防止のための対策を推進してまいります。

報告については以上です。よろしく願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○江川委員 2点伺いたいと思います。

まず、1点目です。確認を込めてなんですけれども、8月の常任委員会で7月末までの数字を御報告いただいたかと思えます。今回の数字なんですけれども、これはいわゆる8月から11月までの分を加えた数字としてこの数字が出てきていて、そこが3.4倍になっているっていう認識で大丈夫なのかっていうところと、例えば3か月以上、半年とかそういったケース・バイ・ケースだとは思いますが、その中で、いわゆる加害の自動生徒が関わって、別な子に対して加害行為をしたというのは1件と数えるのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○眞田学校教育部長 この数字につきましては、累計でございますので、今年度4月から11月末までの数字というところでございます。

それから、別の案件があった場合に、その数字は含まれるのかというところでございますけれども、案件別でございますので、そういった数字も入っているというところでございます。

○江川委員 もう1点伺いたいと思います。

今回、4月から11月ということで、やはり、件数的にはかなり増えているような印象があるん

ですが、そこに関してどういうふうに教育委員会として受け止めているのか。例えば、8月からというふうになると、4月、5月、6月とかっていうのは1学期が始まって、クラス替えもあつたりとかして、ある意味では落ち着かないということがあつたと思うんです。8月から11月という大体、全ての学年において人間関係ができてきて、少しトラブルが増えていってというような、これ素人考えなので、その点を伺いたいですけれども、何か内容的な部分の傾向があるのかどうかの受け止めに併せて伺いたいです。

**○眞田学校教育部長** 傾向ということではございませんが、今回のこの認知件数につきましては、前年度から比べて約3.4倍となっているところがございます、これについては、各学校がいじめ事案にこれまで以上に向き合つて、法に基づき、丁寧に対応しているという表れであり、いじめを見逃してはならない、いじめ見逃しゼロの意識を高めて、いじめの防止等のための対策を強化している表れではないのかなと感じているところでございます。

**○江川委員** 先生方の意識が大きく変わったのだっていうような、教育委員会としてもしっかり発信をして、お互いにコミュニケーションを取りながらというところで、こういう結果につながつたんだっていう受け止めがあるということです。

これから、きっとその内容であつたりとか、それからどういうふうな傾向、月ごとの傾向とか、そういったものを分析していくということが、これだけ詳細に分かつてきていたら分かるんじゃないかなっていうことを伺いたいです。今後、例えば加害の児童生徒、そして被害の児童生徒、そういったところの見守りが恐らく先生方としても気をつけて見ていくような傾向にもなつていっているんだと思うんです。

この認知件数というのがこれだけ増えているというのは、その点で、今度はその数字を受け止めた上で、プラスアルファ、今度はその先生方がどういうふうにしたいのかというところを、教育委員会としては、聞き取りをして、何の支援が必要なのか、今後精査して、教育委員会としてしっかりやっていっていただきたいなっていうことを申し上げて、これに関しては終わります。

**○高花委員長** 他に御発言ございますか。

**○横山委員** 質疑ではなく要望ということで、ちょっとお聞きいただきたい。

学校現場からいろいろ話を聞いた中で、今年度当初は、週1回の報告を求められて、その精査で学校現場が非常に時間を取られているっていうことを聞いているんですけれども、教育委員会として、報告を上げられた件数の中身をどういうふうに精査して、現場にフィードバックしているのかなっていうのが、なかなか現場の先生方の声からは、その状況がうかがえないんです。報告しつ放しで、一体どういう状況なのか、例えば学校として十分対応できている、いやできていないんじゃないかみたいなのがなかなか見えてこない。だから、報告は求められたけど、そこに、はね返ってくるものがないので、非常に徒労感を感じていらっしゃるような方もいるようなんです。それで、先ほど江川委員もおっしゃつたんですけれども、学校現場が押さえた様々な事例があると思うんですけれども、どういう対応が行われてきたのかだとか、それからどういう対応が必要だつたとかっていうような評価だとか、そういう精査が、やっぱりきちんとなされないと、次の学校のいじめ対策につながつていかないし、そもそもなぜ、こういう認知件数のような事例が学校現場で今起きているのかっていうような分析も、しっかり時間をかけてやっていかなきゃいけないんじゃないかと。



今は年度の途中ですので、今年度、1年間見た上で、それをどういうふうに見ていくのかっていうことを教育委員会もしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、学校現場にそれをフィードバックしていただきたいということを要望したいと思います。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)12月の大雪警報時における市内小中学校の対応等と給食等への影響についてを議題といたします。この件につきまして、江川委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○江川委員 12月18日、大雪警報が、これ15日のときから少し天候が荒れるのではないかとということで予想がされていたことかと思えます。とっても大変な大雪になりましたね。お疲れさまでしたということはまず申し上げたいと思えます。

この年末の大雪警報時の教育委員会の対応、そして、旭川市内の各学校の対応について、まず概要を伺います。

○田村学校教育政策課主幹 気象庁の早期注意情報を受け、12月15日金曜日に、教育委員会から学校に対して、今後の気象情報への留意とともに、児童生徒の登下校時の安全確保や指導、教職員の出退勤時の交通安全、暴風、大雪等による危険性等の点検、安全確保に対する注意喚起をしました。

また、各学校においては、12月18日月曜日、登校時間が近づいてきても、除雪のめどが立たなく、道路等の吹きだまりが解消されていないことを理由に、臨時休校が3校、始業時間の繰下げが2校あったほか、下校時においては、局地的な吹雪が予想された地域内の7校が下校時間の繰上げを行いました。いずれも児童生徒への被害はありませんでした。

○江川委員 まず、児童生徒への被害はなかったということと、学校の先生方、教職員の方たちも大丈夫だったということです。このときなんですけれども、早期に注意情報を受けて、例えば公共交通機関、他都市なんかでは特に運休を決めていたというような状況もあったかと思えます。あくまで素人感覚なんですけれども、大雪警報が出て、計画的に運休がされる、そんな危険な状況なんだなって思ったら、学校ってどうなるんだろうかと思うわけですね。

これまで、例えば大雪警報時に何らかの対応って行ったことがあるのかを伺いたいと思えます。

○田村学校教育政策課主幹 ここ3年間では、令和2年度に暴風雪による臨時休校が3校、下校時間の繰上げが18校ありましたが、いずれも児童生徒への被害はありませんでした。

なお、実施に当たっては、今回と同様に、気象庁の早期注意情報を受けて、教育委員会から学校へ注意喚起を行い、各学校では、校区の気象状況を踏まえて判断したところです。

○江川委員 令和2年度には臨時休校があつて、下校時間の繰上げっていうのが18校あつたということですね。要するに、今のこの2つの質問の中で分かったことっていうのは、これまでも、大雪警報とか、大雨警報とか、そういったちょっとした、ちょっとしたでもないですね、大きな事象に対しては、その都度、学校長の判断、そしてその状況に応じて教育委員会も、何かをしながら、通知を出したりとか、機能しながらやっているんですよということだったかと思うんです。

けれども、今回ちょっと大きいなと思ったのが、授業に対して、やっぱり影響が出ていた事例があったわけです。それから、この大雪警報で臨時休校になったのが3校ありました。この臨時休校になったところの保護者さんから、いやもう子どもが家を出ていたんだよね、そんなに危なくて臨時休校になるのだったら、先に、15日とか16日に、もう既に分かっていたよねと。早期の注意情報が今は出てくるわけだから、そこで先に言うておいてくれたほうが、子どもが家を出て、戻ってきて、どうしたのっていうふうなことがないわけです。おまけにそのときには、学校の先生が危ないからって言って、わざわざ送ってきてくれて、危ないから登校を取りやめたのに、学校の先生は往復しているという、すごく危険だったんじゃないかなって。先生の身も危険だし、子どもの身も危険だし、どうだったんだろうって思ったわけです。吹雪だったのか大雪だったのか、その辺を今後ちゃんと見極めてほしいなっていうのが一点あります。

それから、ここで給食に関して伺っておきたいと思います。12月18日に、教育委員会の皆さんからメールをいただきました。悪天候による道路状況の悪化により、給食を運ぶトラックの到着が大幅に遅れ、給食を食べ始める時刻も遅くなり、5時間目の学習にも影響が出てしまいました。児童の喫食及び授業に支障が出ましたことをおわびいたしますっていうふうに言われたわけです。これ学校の責任じゃないので、まず、おわび申し上げますって言われても、いや、先生方も大変でしたねって、大丈夫でしたかっていう話なんですけど、これ教育委員会としてはどのように受け止めていますでしょうか。

そして、例えば市内全体でパンとか牛乳とか、給食に関わる配達の遅配っていうのはどのぐらい起きていたのか、把握している範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

**○佐瀬学校教育部学校保健課長** 当日は、大雪等による荒天で、道路状況も非常に悪い中であつたとはいえ、西御料地小学校において給食時間の遅延、そして5時間目の授業が取りやめとなったことにつきまして、大変申し訳なく、重く受け止めております。

このことから、緊急に遅延が発生したときの運転者、事業者との連絡体制を強化したところであります。

また、市内全体の状況であります。通常の配送時間に遅れた事案について、他に2件報告を受けておりますが、これらは、給食提供の時間には間に合っておりまして、給食提供の時間に間に合わなかったものは、さきの西御料地小の事例のみでございます。

**○江川委員** 話題に出されている小学校というのが、親子給食方式でした。通常であれば、運んでくださるところまで国道一本で行ける、道を曲がってもそんならっていうことで、下手くそな私の運転でも、通常であれば、多分、夏では5分、冬であっても10分ぐらいで行ける距離なんです。そこが何と、こういう状況になったというところで、すごくみんながびっくりしたことだったと思うんです。

これ、例えば、これまで、給食の配達遅れによる学習への影響というのは起きていたんでしょうか。起きているのであれば年間の件数と把握している範囲で、理由も併せてお示しいただきたいと思います。

**○佐瀬学校教育部学校保健課長** 給食の配達遅れにより、学習に影響を与えたという事例は、記録が残っている平成28年度以降では発生していないところです。

**○江川委員** 今回、初めてのケースだった。すごいレアなケースですね。ほかに、学習に支障はな

いが遅れたケースとかっていうのはあるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和3年2月18日のことでありますが、暖気が入り込んだことによりまして、雪解けで道路がぬかるみ、親子給食の末広小学校から啓北中学校への車両による配送が困難となりまして、一部区間を人手により、運搬せざるを得なくなった事例がございました。

当日は、午前授業のため、授業には支障はなかったものの、喫食開始が30分程度遅れたところでございます。

○江川委員 授業には支障がなかったものということですが、学校って別に勉強だけする場ではなくって、これは恐らく昼休みがなくなったっていうことだと思うんですね。ある意味では、食べる前の時間を昼休みにしていたので、ちょっと昼休みと御飯を食べる時間が逆転したよって話だとは思いますが、結構その休み時間っていうのも先ほどいじめの件数の質疑の部分でも言いましたけど、休み時間とかっていうのもある意味では、学校の授業とか学習、学びっていうものほか、大切な一つの要素だと思うんです。なので、その時間がなくなる、少なくなるっていうところは、ある意味ではゆゆしき事態なんだっていう受け止めにぜひしていただきたいなど。特に、子どもたちの間でそういうことだってあるだろうし、それだけじゃなく、ある意味、個別指導とか個別対応の時間だと思うんですね。学校の先生が今日ちょっとこの子と話をしておきたかったなっていう、その時間がなくなっちゃう、そして、それが先延ばしになることによって、もしかしたら大きな事態につながる可能性もある。

というところで、やはり、そういった何かの支障が起きる前に、したくてやったわけではないでしょうし、おまけにこのときは一部区間を人手により運搬せざるを得なくなったっていうことで、確か、相当、教育委員会からも人が行って、一生懸命みんなで人力で運んだって、車じゃ運べなかったんですね。だから、もう手で持って運んだってことですよ。大変だったろうなと思うんです。

何かそういったことになった理由は、暖気が入り込んだことにより雪でぬかるんだ道路状況だということなので、ぜひそれは教育委員会として、他部署にしっかり抗議をしたほうがいいと思います。

そして、それらに関してなんですけれども、万が一、喫食が難しい、届かない、作ってあるんだけれども、もうもう届けられませんっていうふうになった場合は、どのような対処を考えていますでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 仮に、喫食が難しい状況となった場合には、すぐにその旨を学校に伝え情報共有を図るとともに、給食が一部でも提供できるのかどうか、それらを含めて状況に応じた最善策を検討してまいりたいと考えておりますが、市教委としまして、まずは、そうした事態が起きないように、努めてまいりたいと考えております。

○江川委員 そうした事態が起きないように努めていくっていうのは、皆さんの仕事で、今までも当然、そういうふうにしてなかったわけではないですよ。今までもしてこられて、それでも致し方なくて発生している事例があって、今回に関しては、丸まんま5時間目の授業に食い込んでしまうぐらいに遅れてしまったっていうんですけれども、何て言うんですか、これって多分教育委員会とかのせいではない事例だったんじゃないかなっていうところが幾つかあるわけですね。

暖気が入り込んだことによる雪解けで、道路がぬかるんで、そして最初の大雪時の対応を伺って

いても、別に何だろう、危険ではあったけれども登校ができなかった、子どもの足で行って、登校ができない状況ではなかったということですよね。

例えば、給食とかに関してもそうだと思うんですけども、天気の悪化が予想されるような場合の対応について、改めて伺っていきたいと思います。

今回、休校となった学校もあったと思うんですけど、児童生徒が家を出ている状況、先ほど申し上げました状況というのが結構、散見されました。本当に危険な状況であったならば、それは確認をして、どういうふうに今後対策を取らなきゃいけないのかっていうのを検証すべき事態だと思っています。どのように受け止めていますでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 12月18日の早朝については、既に、降雪自体は小康状態となっておりまして、除雪の状況を確認して判断しようと学校では考えたところではありますが、めどが立たず、保護者への第一報が7時30分過ぎとなった学校もあったということを確認してございます。このようなことから、既に登校を開始した児童生徒もいたものと伺っているところでもあります。そういった児童生徒に対しましては、教員が付き添いまして帰宅させるなど、できる限りの安全を確保し対応したと聞いておりますが、もう少し早い段階での判断や、各家庭への連絡が必要であったと受け止めているところでもあります。

今後につきましては、気象庁から早期注意情報等が示された場合、教育委員会から学校への注意喚起の中で、可能な限り、児童生徒の登校開始時間を踏まえた連絡をするよう促してまいりたいと考えております。

**○江川委員** 降雪は小康状態で、除雪の状況を見て判断しようとしたところ、めどが立たなかったということです。これ、除雪のめどが立たなかったんですよね。給食に関しても、今までに2件、遅れた例があって、令和2年は、暴風雪による臨時休校があったけれども、これは除雪のせいじゃないですね。そのあと令和3年2月に、喫食が難しいくらい、少し遅れてしまうくらいに、暖気が入り込んで道路がぬかるんだ。そして今回は、除排雪が追いつかなくて、学校が臨時休校っていうようなことですね。除雪が追いつかなかったっていうことだと思うんですけど、様子を見ていて、ちょっと、これは登校できない、先生も来ることできないねってなって、判断が7時半過ぎになっちゃったっていうことですね。

うちもそうですけど、学校に送り出すとき、小学校って大体8時から8時10分とかに登校になるので、子どもの足、特に小さい子であれば小さい子であるほど、学校までの距離が最近、学校は遠いですから、統廃合もしていますし、早めに出るんです。遠いので長いこと歩くんです、この冬の時期。寒い時期なので、30分とか40分とか、そして子どもなので、中学生と違って、すごい寄り道をするんですよ。どっかの雪山に上ったりしなきゃいけないし、本当に雪山を滑らなきゃいけないし、お尻でね。もう、そういう寄り道のことを考えると、大体7時半に出ていると思うじゃないですか。下手したら、もう7時20分には家を出て、7時30分にごみ出しに行ったときにこの雪山でまだ遊んでいるっていう事態があるんですよね。だから、何かそういうことを考えると、本当に家を早く出ている事例がたくさんあるから、もう、7時には判断して連絡してっていうことをしないと絶対的に難しいということだなんていうふうに思いました。

特に、今回、雪に関してっていうところで伺っていますけれども、ここ数年、やっぱりあまり除雪の状態というのがよろしくないということ。教育委員会としては、登下校に関して言うと、どち

らかというと、除排雪の影響で、遅れや臨時休校っていう影響が出ている事例っていうのが見受けられるようですから、これは担当部ときちんと話し合いをまずしていただきたいという点が一点です。

それからもう1点は、早期注意情報等が示された場合、もう、対応今できないっていうことを考えたときに、ちょっと、先に判断すべきなんじゃないかなって。当日、状況を見てからっていうのじゃもう遅いんじゃないか、そういう時期に来ているんじゃないかなっていうふうに思うわけです。大雪警報のほか、いろんなことがあると思います。大雨とか台風とか、もうこの気候危機の状態です。そういった警報への対応については、今後どのように考えていくのかっていうのを、最後、見解を伺いたいと思います。

**○品田学校教育部長** 自然災害を含めた危機事態の対応につきましては、児童生徒の安全確保を最優先としながらも、学びの保障とのバランスを取りながら、その状況に応じて適宜判断していくことが必要であると考えております。このようなことから、大雪などについては、各校区の状況が異なりますことから、引き続き、校長の判断により対応することが適当であると考えております。

また、例年、大雪のほか、暴風雪ですとか大雨、台風などの早期注意情報を受けまして、10回以上は学校へ注意喚起をしているところでありますが、臨時休校等の対応が必要なケースは数年に1度程度でありまして、気象状況に応じた適切なタイミングでの判断が必要であると考えております。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはりそういった情報が示されたときには、教育委員会から学校への注意喚起の中で、可能な限り児童生徒の登校開始の時間を踏まえた中での判断をするようにということは促してまいりたいと考えております。道路状況等々の話もございました。担当部局とも、話し合いを設ける場を作っていきたいと考えております。

**○江川委員** 担当課との話し合いも、ぜひしていただきながらと思います。

正直な話をすると、今回のこの大雪警報時のことっていうのは、これは天災ではない、自然災害ではなかったですよ。どちらかという、対応がし切れなかったっていうところだったと思うので、教育委員会が悪いわけでも、学校の先生が悪かったわけでもないというところを、最後ちょっと申し上げておきたいなあとというふうには思います。やっぱり、これ、本当は対応できたことだったと思うんですよ。これまで、きちんとしてきたところだったと思うので、ぜひその点、踏まえて反省をしていただきたいなっていうふうに申し上げて、私のこれに関する質疑は終わります。

**○高花委員長** 他に御発言はございますか。

**○横山委員** 今の江川委員の質疑を聞いていて、私も実はあの日、子どもを登校させているんだってびっくりしたんです。私たちの自宅の除雪も追いついてない中で、子どもが登校しているって、どう考えてもちょっと僕はあり得ないなと思っていましたけれども、その後、市内のいろんな現状を聞いて、休校の判断をした学校もあったって聞いていましたし、授業を繰り上げたって話もありました。給食への影響も今、伺ったところなんですけれども、一つ私が懸念しているのは、早期の判断、例えば明日明らかに天気が荒れるだろうとかっていうときに、臨時休校にしようという判断に迷う理由の一つに、授業時数がこれ以上減ったらっていう、現場のそういうほうおそれみたいなことがすごく今影響しているような気がするんです。これ、酷暑のときもそうだったんですよ。やっぱり、休ませることで授業時数が確保できないってことのとときに大変なことになるっていう現場の意識がやっぱりあるんです。

私は、去年の一般質問でも聞きましたけども、授業時数をやむを得ず下回った場合はいいんだということを確認させてもらったんですけども、今回の大雪の部分でも、何が最優先されるのかっていう、やっぱりちょっと認識が違うんじゃないかなというふうに思います。

私は、8年間幌加内に住んでいました。幌加内の学校に勤務していましたが、8年間で臨時休校はたったの1日でした。旭川の多分3倍ぐらい雪が降るんですけども、やっぱり危機管理が学校できちんとできる体制がありました。旭川と違うのは、教職員が学校のそばに住んでいるんですよ。つまり学校、校区の状況を教職員が分かるので、学校で判断できるっていう、これが旭川と一番違う点だと私は思っているんですよ。

2018年の胆振東部地震のときもそうだったんですけども、学校に駆けつけられたのが私ともう1人の教員しかいなかったんです。で、子どもたちを登校させない、連絡をどうするという判断を、管理職抜きで、集まった2人でどうするってことで動き出さなきゃいけなかった。旭川の学校が持っている危機管理の大きな欠陥みたいなことが、こういうときにやっぱり表れるんだと思うんです。

だから、現状を見て判断というのでは、もう手後れになるっていうのが、今回の家庭への連絡の遅れにもつながったと思いますし、先手を打って、明日の状況、除雪の体制が間に合わないなっていうなら、子どもたちを登校させないっていう判断を早期にすることとをしっかりと考えていく体制を作らないと、これ、学校も市教委任せになってしまいがちなんだと思うんです。例えば、学校それぞれが判断できるような体制をしっかりとつくるのが、やっぱりここ1～2年の中で、様々な場面で起きているような気がしますので、現場の判断を鍛えるっていう意味でも、市教委の指導性をぜひ発揮していただきたいなということをちょっと申し述べて、質疑ではないんですけど、お願いをしたいと思います。

以上です。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件につきましては、終了いたします。

次に、(3)学校施設のトイレについてを議題といたします。この件につきまして、江川委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○江川委員 ちょっと、がらっと違う話をさせていただきます。改正バリアフリー法によりまして、学校施設もバリアフリーの対象施設というふうに位置づけられています。これはやったほうがいいよじゃなくて、やらなきゃいけないんですね。現時点での、旭川市の施設整備等の考え方をまずお示してください。

○熊谷学校教育部学校施設課長 2020年のバリアフリー法改正により、公立小中学校は、特別特定建築物に追加され、2千平米以上の新築、増築、改築及び用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合が義務づけられていますことから、増改築工事や大規模改修工事において、多用途トイレやスロープなどの整備を進めているほか、学校から配慮が必要な児童生徒の相談があった場合には、困り感などを十分把握した上で、障害者差別解消法における、合理的配慮の趣旨も踏まえまして、必要な施設改修を行っているところであります。

○江川委員 障害者差別解消法における合理的配慮の趣旨を踏まえて、個別対応を今のところは何とかしている。これは簡単に言うと旭川市はなかなか、先立つものがない。やりたいことはあるけれども先立つものがないので、どうか何とかしてきているところなのかなと思います。

そして、旭川市の現状について、さらにちょっと伺いますけれども、施設内の段差解消とかエレベーターとか、トイレとかそれぞれいろいろあると思います。それについて、それぞれ伺いたいと思います。

○熊谷学校教育部署学校施設課長 学校施設内の段差解消につきましては、増改築工事では、平坦な通路やスロープを整備しており、大規模改修工事で多用途トイレを整備する際には、必要に応じてスロープなどの整備を行っているほか、各学校の要望を受け、移動式スロープ等を整備しているところであります。エレベーターにつきましては、増改築工事や、大規模改修工事により、小学校10校、中学校1校、合計11校に整備しているほか、車椅子用昇降機を小学校5校、中学校6校、合計11校に備えているところであります。

また、トイレにつきましては、学校施設は、災害時には避難所となることも踏まえまして、車椅子使用者にも、良好かつ円滑な利用が可能な多用途トイレを、増改築工事や、大規模改修工事により、小学校25校、中学校7校、合計32校に整備しており、このうち、オストメイト対応は小学校13校、中学校3校、合計16校となっております。

○江川委員 それぞれ、いろいろな設備があって、特に、トイレについてはオストメイト対応しているものも出てきているよってというようなことかと思えます。

ちょっとトイレについて、実は何件か、最近トイレづいてまして、トイレに関わる相談というのは物すごく頂くことが多いんですね。便利なものなんだなと思いがらいるんですけど、結局ですね、何でもこういう相談が来るかっていうと、トイレっていうのが、基本的に災害時もそうだと思うんですけども、日常生活の中で、決して欠くことのできない設備であるということが一点。それから、今、いわゆる男女で分かれていて、あと多目的もあると思うんですけども、男女で分かれていったときに、男子と女子の中の形状、そして、場所というのがなかなか、性別によって、ふだん、どちらかの性別の部分しか多分使わないと思うんです。というのが、私も、男子トイレでよく分からないなっていうのがあって、どうしても、のぞきに行くっていうのは絶対これはもう犯罪ですからできませんし、何ていうんですか、男子トイレのことは分からない。女子トイレのことは分かるっていうような、そこには結構隔たりというか、認識の違いというのがあるんだなって話をしていくうちにすごくよく分かるんです。

例えば、私は女子トイレをメインで使いますので、その中で、よく息子とか夫とかに聞くんですけど、いや、フルオープンで用を足すっていうのが、本当にその感覚が私の中ではよく分からない。けれども、彼らからすると、小さいときから慣らされていっているから、フルオープンの中でも平気なんですよ。それが、本当に分からないなと思って、保育園とかに行くと、ちゃんと囲われていてプライベートスペースになっているのに、なぜか、小学校からはオープンマインドになっていくわけですね。なぜ、そこでオープンになっていくのかって、小学校1年生、特に、フルオープンになる側の性別のお母さんたちから、うちの子はちょっとなかなかそこで用が足せなくて、個室にやっぱり行くんだよねっていうふうに聞きます。個室需要がすごく、低学年、低年齢になればなるほど増えているんだっていう現状を、最近よく相談を受けることが多くなったんです。

なるほど確かに、どっちの用を足すにしても、別に、囲われてよいはずなのに、なぜフルオープンなのかが分からない。せめて、つい立てぐらい建てましょうよって思ったんですけど、でもその辺の感覚が、ただきつと男性とは違うんだろうなと思っていて。そこはぜひ、ずっとそこを性別として使ってこられた人たちの中で、もう一回みんなで話し合いをするなりなんなりして、ぜひ今後対策をそこは取っていただきたいなって思うところです。

特に、それを本当に、子どもたち、自分たちがこう生きてきて積み重ねてきた感覚と今の子どもたちの感覚っていうのがやっぱりどうしても違うじゃないですか、10年、違うだけでもやっぱりその辺の、嫌だなあとか何となく、んって思うような、そこの感覚っていうのが違うと思うので、ぜひ今後のトイレ整備に関しては、そこを本当に考えていただきたいなっていうふうに思うところなんです。

けれども、それとは別に、誰もが快適にそういった排泄に関わるような設備っていうのを、考えていかないと、絶対的に使う設備なんですよね。多分、学校の中で、絶対みんなが平等に使えないといけない、困るっていうのがトイレ設備だと思うんですけど。この今後のトイレ整備に関して、特にバリアフリーの観点からの整備っていうのはどういうふうに考えているのかっていうのを、その方向性を含めて、お示ししたいと思っています。

**○熊谷学校教育部学校施設課長** 学校施設のバリアフリー化を進めていく上で、多目的トイレの整備は必要不可欠だと認識しており、今後につきましても、増改築工事や、大規模改修工事を行う際には、整備を進めていくとともに、スロープなどの整備も行っていきたいと考えております。

令和5年度におきましては、豊岡小学校では増改築工事により、大有小学校と東陽中学校では、給水設備改修工事により、多用途トイレを整備してございまして、今後につきましても、小中学校合わせ、毎年1校ないし2校を目途として、本市の財政状況を踏まえ、国の交付金などの財源確保等に努めながら、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

**○江川委員** 考え方としては交付金を使いながら、給水設備、そして、いわゆるバリアフリーとか、そういったところの形っていうのがやっぱり優先だよってということで、淡々とこう進めてこられたんだなっていうことは分かるんです。

けれども、一方で、使う側の視点っていう部分っていうのがどうしても、一回改修したら、なかなか多分、改修できないんじゃないかなと思うんです、こういう学校の大きな設備っていうのは。ところが、やっぱり使う側の視点っていうのがどこまでこう反映されてくるのかなっていうところが難しく、特に排泄に関わる部分っていうのは、いじめとかそういったところにもつながる事例もあつたりするような場所でもありますし、昔、便所に呼び出すっていうこともありましたし、今はもうなかなかないと思うんですけど、気を使わなきゃいけない、学校側としてもやや気を使わなきゃいけない設備だと思っているんです。ただ単に、洋式化をすればいいとか、そういったことではなくて、もう一つそこには、きれいに清潔に保ちやすいようにっていうところが一点。それから、やはり、これ本当に、そうだよなっていうふうに思ったのが、学校という集団生活を送る場所において、唯一、涙を拭いたりとか、ほっとしたりとか、ため息をついたりとか、自分一人だけになれる場所っていうのはトイレの個室なんです。そういう意味では、女子トイレは全部個室ですので、そういうふうな場として本当に使われてきたと思うんですけど、果たして男子トイレはちょっと一人になる場ではないのかなあって。集団生活の一環なのかしらって思っていて、そこの感覚が本当



によく分からないので、ぜひ、何か特に、使ってきた男性の皆さんにぜひ、その感覚の部分を論じていただきたいところなんですけれども、そこの一人になれる場所が落ちつける場所っていうようなふうな観点というのが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところです。

排泄に関わる部分で障害を持っていたり、あんまりこう表立って言えなかったりっていうようなこと、例えば、便秘とか、そういったようなことってすごく子どもたちに今増えているようですので、便秘に関わるようなところっていうのを考えたときに、すごくトイレって重要なんじゃないかなっていうふうに改めて感じているところなんです。

現状でいいので、トイレの洋式化の現状と、今回新型コロナウイルス感染症対策として実施するトイレの洋式化っていうのがあったかと思います。整備後を併せてどんなふうに見通しているのか伺っておきたいと思います。

**○熊谷学校教育課長** 市の小中学校におけるトイレの洋式化の現状につきましては、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小中学校合わせて493基を整備するなどにより、令和5年度時点における洋式化率は67.8%となっておりますが、道内の主要都市の平均77.5%と比べると、下回っている状況にあります。

今回の整備に当たりましては、近年建て替えを行った学校や、大規模改修により整備を終えている学校、整備を行う見込みである学校を除きまして、各学校の児童生徒数や、男女の利用状況を勘案しながら、一人でも多くの児童生徒が洋式トイレを使えるようにするため、整備を行う学校において、洋式トイレ1基当たりの児童生徒数を、男子は13人、女子は7人を目安として整備することとし、加えまして、各学校の状況を確認しながら、整備を進めております。今回の整備基数につきましては、小学校では男子70基、女子73基、中学校では男子65基、女子113基、合計321基を見込んでおりまして、整備後の洋式化率は81.4%となる見込みとなっております。

**○江川委員** 洋式化率という形で言うと81.4%ということで、これ比較的どちらかというとな子のほうは、ほぼ整備が完璧にできて、そして、男子のほうは、そうですね、花子さんなのかもしれないけど、太郎さんが住んでいるトイレが少し残るかなっていうことですよ。和式のトイレは今子どもたちの的には、お化けなんだか、何かちょっとこう七不思議に近いような子たちが住んでいるところっていう認識みたいです。あだ名がついちゃうぐらいで面白いなと思って聞いていたんですけど、和式便器が少し残るのかなと思うんですが、先ほどから言ってるように、御手洗、トイレっていうのは、その洋式化はこれはもう必要なことだったと思いますけれども、今後もう一つ考えていっていただきたいのが、やっぱりその環境っていうところですね。

これ、環境というふうに考えていたときには、やっぱりさらなる施設改善って、できる範囲だとは思いますが、必要になってくるかなあと考えるんですけれども、旭川市として、今後、どういうふうに、特にトイレについて結構ですが、施設整備に関してどういうふうに考えていくのか見解を伺いたいと思います。

**○品田学校教育課長** トイレの使用に当たりましては、先ほど委員からもお話ありました、排便のこともありますが、小学校1学年における生活科などの授業におきまして、担任ですとか、養護教諭から、トイレの使い方や、排便の大切さなどについて学ぶほか、全学年において、適宜指導することで、健康のために自由に使うことができる場であるということを伝えているところでございます。

また、学校トイレの整備につきましては、今回の洋式化により、相当数、トイレの洋式化が進むことになりまして、現時点で現在通学している児童生徒数に対する洋式トイレの数が充足するものと見込んでおり、おおむね整備が完了したものと考えておりますが、今後におきましても、生活様式の変化、それから児童生徒のトイレに対する困り感、先ほどお話がありました、私自身はトイレでゆっくりのんびりするだとかというのは、ちょっとそういう経験はあんまりないんですけども、委員のお話にありました、そういう安心できるような個室という視点も含めまして、各学校の実情も把握しながら、より使いやすいトイレ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○江川委員 学校ってやっぱりいろいろあったときに、自分の心を一瞬でも落ち着ける場って、トイレぐらいしかないんだよねっていうようなことって、結構言われたりするんですね。子どもたちもそうだし、養護の先生からも言われたことがあったりして、確かにゆっくりって例えば10分も15分も入っていたら、それはもう何か起きているかもしれないので、先生方が対応に行くと思うんですけど、そうではなくって、多分ちょっと一人になってって考えて、ふうっと息をついて用を足してる間だけでも、考えて出てくることで気持ちの整理ができたりっていう場ではあると思うんです。

なので、やっぱりそういうふうな場にもしていけるというか、そういうふうなことを、ぜひ今後考えていただけたらいいなと思うのと、その衛生面というか、そういったところがどうしても進化してきていて、何もしなくても抗菌になっているよねとか、抗菌はあんまり私は個人的には得意ではないんですけども、何か、より楽に清潔に保つっていうようなこともできるようなことになってきていると思うので、今後、例えば、便器が壊れて改修しなきゃいけないよとかっていうようなときには、ぜひその点も踏まえた上で選んでいただけたらいいなというふうに申し上げて、この質疑を終わらせていただきたいと思います。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時18分